平成２６年（フ）第１８４７号
横浜市戸塚区下倉田町1322番地８　シャトール田口１棟505号
債務者　尾身　重昭
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４０号
横浜市鶴見区市場上町４番13号　ハーミットクラブハウスクラーネ103
債務者　石井　紀広
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４号
愛知県高浜市二池町６丁目３番地63
債務者　山口　和恵
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７９号
福島市土湯温泉町堂ノ上７－１　山水荘別館土湯温泉ホテル、住民票上の住所北海道江別市向ケ丘21番地の22
債務者　角田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３３８号
茨城県鉾田市玉田894番地11
債務者　浅野　　潤
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７６号
新潟県燕市吉田神明町５番11号
債務者　岡澤　義治
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７７号
新潟県燕市吉田神明町５番11号
債務者　岡澤　ミワ
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５号
長野県上田市長瀬2583番地１　ヴィラ・セレーノ103号
債務者　横山　英樹
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３６号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ケ丘団地Ｈ１―201号
債務者　柳澤　親男
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３７号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ケ丘団地Ｈ１―201号
債務者　柳澤久美子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１８７号
長野県安曇野市三郷温1971番地１　ソレイユ・ルヴァンⅡ101号
債務者　大森　　諭（旧姓向山）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７６号
岐阜県可児市下恵土5975番地２　サンハイツ可児103、前住所岐阜県可児市緑ケ丘４丁目14番地１
債務者　竹口　洋治
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１７４号
大津市大萱２丁目27番32号　松田荘１階２号室
債務者　黒岩　良介
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８９号
滋賀県栗東市下鈎517番地　Ｓ―101号
債務者　辻　真紀子（旧姓行岡）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
滋賀県草津市草津町1645番地148
債務者　藤川　裕太
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３７号
滋賀県高島市朽木野尻491番地　上野第３団地Ｂ―４号
債務者　平山　千恵
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７８号
大津市穴太１丁目６番14号　フォーブルゆたか203
債務者　中森　直美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部